議題１（委員会決裁事項（規則第３条第６号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和４年９月定例府議会に追加提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第５条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第７条第２項に基づき承認する。

令和４年12月５日

大阪府教育委員会

〇事件議決案

　１　工事請負契約締結の件（大阪府立出来島支援学校（仮称）改修その他工事）

　２　工事請負契約締結の件（大阪府立出来島支援学校（仮称）改修その他電気設備工事）

　３　工事請負契約締結の件（大阪府立出来島支援学校（仮称）改修その他機械設備工事）

　４　動産買入れの件（ネットワーク機器）

　５　動産買入れの件（プロジェクター及びプロジェクター投影対応黒板）

〇条例案

１　職員の給与に関する条例等一部改正の件

２　府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

＜参考＞

　　〇大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第５条　第３条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第７条　　（略）

　２　第５条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。